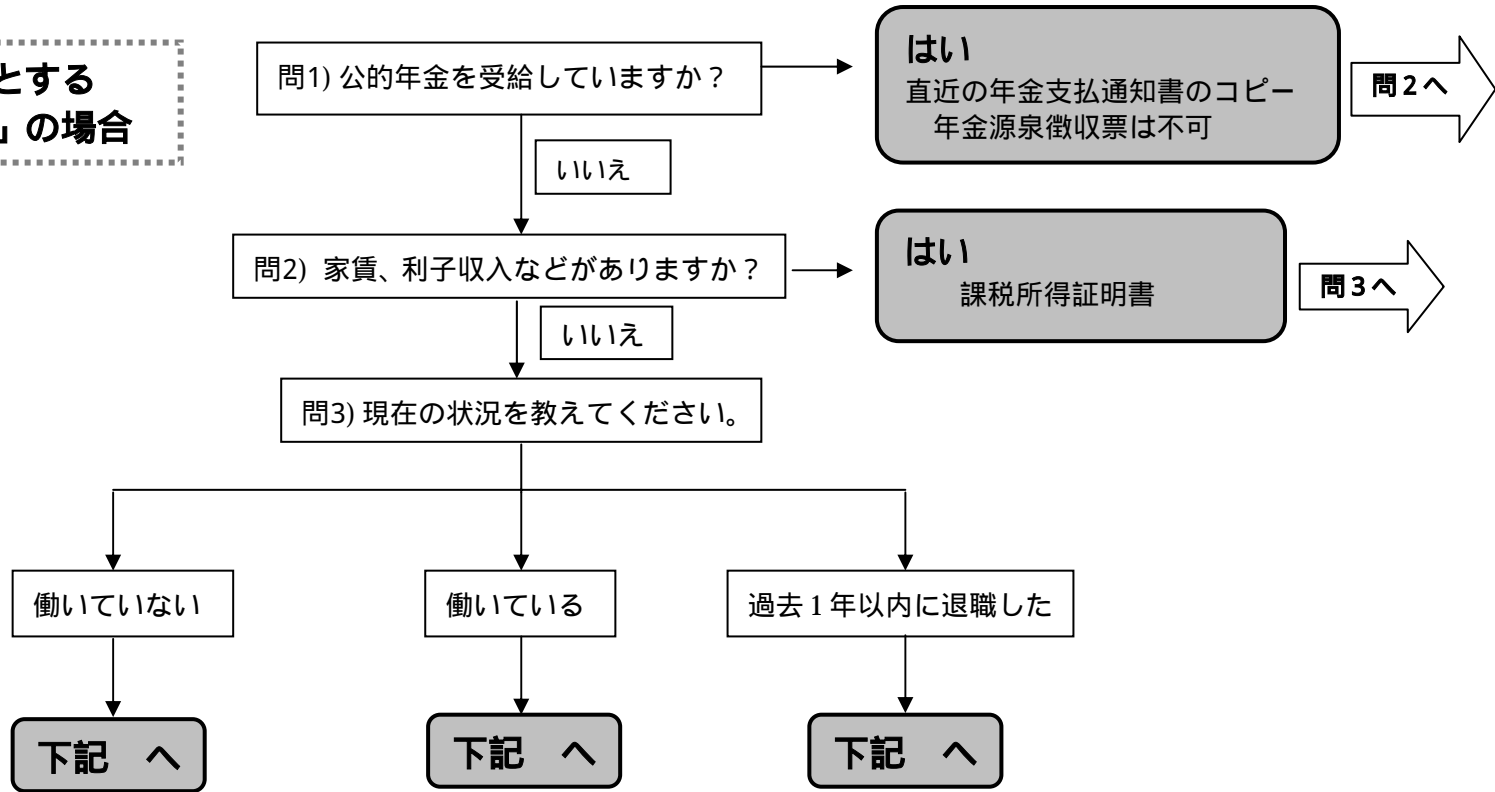


**扶養家族にしようとする  
対象者が「父・母」の場合**



必 要 書 類	
給与明細が発行されている場合	直近3ヶ月間の給与明細書のコピー 同一事業所に引続き1年程度働いている場合には、源泉徴収票コピー
給与明細が発行されていない場合	収入見込証明書
自営業の場合	誓約書、課税所得証明書
雇用保険は？	加入していない 誓約書、退職日が確認できるもの
	受給前 (受給期間延長も含む) 誓約書、退職日が確認できるもの
	受給終了後 受給資格者証コピー(表裏両面)



問1)で「はい」と答えた方	直近の年金支払通知書のコピー 年金源泉徴収票は不可
問2)で「はい」と答えた方	課税所得証明書

**注意 1** 左記のいずれの場合においても認定対象者(父または母)に配偶者がいる場合には、その配偶者の所得を証明するもの(配偶者の状況に応じて左記 ~ のいずれか)も提出してください。

**注意 2** いずれの場合においても被保険者と認定対象者が「別居」している場合には左記必要書類に加えて、「継続した6ヶ月間の送金を証明できるもの」も提出してください。

課税所得証明書、非課税証明書はそれぞれお住まいの市区町村から発行されている最新のものを  
ご用意ください。また源泉徴収票も最新のものに限りです。

誓約書・・・PG 健保オリジナル書式のもの  
収入見込証明書・・・PG 健保オリジナル書式のもの  
(誓約書が必要書類の場合には、別途提出の必要な書類や提出期限などが内容に盛り込まれること  
もあるので注意)

扶養状況に応じて、追加書類が必要となる場合があります。